令和５年 ４月 ２１日宮崎県道路公社

令和４年台風第１５号による被害（静岡県）に伴う災害救助・救援のため

に使用する車両の取扱いについて（無料措置期間の再々延長）

標記災害に係る被災地支援のために使用する車両について、下記のとおり無料措置を再々延長することとしました。

記

１　有料道路料金の無料措置を講じる路線

　　一ツ葉有料道路全線（北線・南線）

２　期間

延長後　令和４年９月３０日（金）から令和５年５月３１日（水）まで

延長前　令和４年９月３０日（金）から令和５年４月３０日（日）まで

３　対象被災地

　静岡県

４　対象車両

　　災害救助のために使用する以下の車両であることの証明書を携行する車両

災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使

用する車両

５　証明書の入手方法

「災害派遣等従事車両証明の申請書」（様式１）を最寄りの市町村へ提出し、「証明書」（様式２）を必要枚数受け取ってください。

なお、高速道路会社ホームページ上にある「災害ボランティア車両高速道路通行証明発

行システム」で発行の「ボランティア車両証明書」様式も使用できます。（高速道路会社

様式）

６　使用方法

　有料道路の料金所で「証明書」（様式２又は高速道路会社様式）を提出してください。

証明書は、精算する料金所ごとに、また、車両１台ごとに、それぞれ１枚必要となりま

す。

７　問い合わせ先

　　宮崎市橘通東２丁目７－１８

　　宮崎県道路公社道路課

　　電話 ０９８５－２５－１５８８

　　FAX　０９８５－２０－７４０６